

平成 28 年度

第 3 回 公立大学法人山形県立保健医療大学経営審議会 議事録

日 時 平成 29 年 1 月 12 日（木）14 時 55 分から 15 時 55 分まで

場 所 202 会議室

出席者 前田理事長、川崎理事、伊橋理事、菅原理事、内藤理事、高橋理事、中山委員
三科委員

事務局 今野事務局次長、大瀧教務学生課長、沼澤総務企画専門員、鈴木総務企画主査

1 開会

2 議事録署名人の指名

- ・審議会議長である前田理事長が、菅原委員、高橋委員を議事録署名人として指名した。

3 審議事項

(1) 公立大学法人山形県立保健医療大学授業料免除等規程の改正について

- ・事務局から資料 1 により説明が行われ、質疑の結果、原案のとおり議決された。

《質疑概要》

- ・誰にでも入学料を免除できるようになるのではないかと。
⇒博士前期課程修了から、期間において博士後期課程に入学する学生に適用することしか想定していない。
- ・入学料の金額の免除の権限はだれが持っているのか。
⇒県議会の議決で上限が設定されている。免除は理事長ができる。

(2) 公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程等の改正について

- ・事務局から資料 2-1～2-4 により説明が行われ、質疑の結果、原案のとおり議決された。

《質疑概要》

◇資料 2-1 職員給与規程について

- ・教育職給料表について、教育だけでなく、研究・臨床もしなければならぬことを考えると安すぎる。優秀な教員を集めるためには、それなりの手当が必要ではないかと。
- ・全国の公立大学で高いところはないか調べてみてはどうか。
⇒本学にとってはありがたい意見である。すぐに対応するのは難しいが、同じ給料表を使用している米沢栄養大と協力し、県に働きかけていきたい。

◇資料 2-2 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

- ・要介護者を介護することの確認はどのようにするのか。請求のとおり認めるのか。
⇒いまのところ具体的な確認方法はないが、何らかの方法で確認する予定である。

◇資料 2-3 職員育児休業・介護休業等に関する規程

- ・3 回に分割取得できるが、間隔は何年空いてもいいのか。
⇒とくに規定はなく、そのとおりとなる。

◇資料 2-4 非常勤等職員の給与並びに勤務時間、休日及び休暇に関する規程

- ・嘱託職員と臨時職員の適用時期が違うのはなぜか。
⇒県の取扱いに合わせている。

(3) 平成 28 年度補正予算（第 3 号）について

- ・事務局から資料 3 により説明があり、特に質疑はなく、原案のとおり議決された。

(4) 平成 29 年度予算編成方針について

- ・事務局から資料 4 により説明があり、特に質疑はなく、原案のとおり議決された。

(5) 事務職員の採用について

- ・事務局から別途配布資料により、事務局の正職員として平成 29 年 4 月から採用予定である者について説明があり、特に質疑はなく、原案のとおり議決された。
- ・配布資料は、審議会終了後に回収された。

4 報告事項

(1) 平成 29 年度入学者選抜試験の実施状況について

- ・事務局から資料 5 により報告された。

5 その他

- ・理事長から、山形大学医学部の主催で、学長就任祝賀会が開催されることが報告された。
- ・次回の審議会日程について調整が行われ、事務局から 3 月 16 日（木）10 時 30 分からの開催とすることが提案され、了承された。

6 閉会

※ 配布資料

- ・資料 1 公立大学法人山形県立保健医療大学授業料免除等規程 改正案
- ・資料 2 - 1 公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程の一部改正について
- ・資料 2 - 2 公立大学法人山形県立保健医療大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正について
- ・資料 2 - 3 公立大学法人山形県立保健医療大学職員育児休業・介護休業等に関する規程の一部改正について
- ・資料 2 - 4 公立大学法人山形県立保健医療大学非常勤等承引の給与並びに勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正について
- ・資料 3 平成 28 年度補正予算（第 3 号）
- ・資料 4 平成 29 年度予算編成方針について
- ・資料 5 平成 29 年度山形県立保健医療大学選抜試験実施状況

以上

議事録署名人

.....

.....

議 長

.....